

大牟田市物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約に係る競争入札参加者資格

平成23年3月30日告示第203号

大牟田市物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約に係る競争入札参加者資格

大牟田市物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約に係る競争入札参加者資格（平成20年告示第151号）の全部を改正する。

大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）第2条及び第12条の規定に基づき、別に定めるもののほか、本市が発注する物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

1 競争入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）

第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を限度として市長が定める期間を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者

(3) 次のいずれかに該当する者（施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）

ア 事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団員が実質的に運営している者

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者

オ 法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴

力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

- (4) 競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）又は添付書類における重要な事項について虚偽の事実を記載した者
- (5) 資格審査申請書を提出する年の11月1日において、引き続き1年以上営業を営んでいない者
- (6) 営業に関し許可、認可、登録等を受けることとされている場合において、当該許可、認可、登録等を受けていない者
- (7) 資格審査申請書の提出の時までに消費税及び地方消費税、法人税又は所得税、事業税並びに本市に納めるべき税を完納していない者

2 競争入札参加者の資格審査の申請

- (1) 競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - ア 登記事項証明書（個人にあつては、身分証明書）
 - イ 経営規模等総括表（個人にあつては、収支計算書）
 - ウ 営業種目届
 - エ 委任状（主たる営業所以外の営業所等において競争入札に参加しようとする場合に限る。）
 - オ 営業に関し必要な許可・認可等調書
 - カ 役員等名簿（法人の場合に限る。）及び照会承諾書
 - キ 誓約書
 - ク 資本関係・人的関係調書
 - ケ その他市長が必要と認める書類
- (2) 資格審査申請書の添付書類として提出する各種の証明書等については、その写し（複写機により複写した原寸大のもので、内容が鮮明なもの）による代用を認めることができるものとする。
- (3) 資格審査申請書の提出時期は、平成25年を初年とする3年ごとの年（以下「定期申請年」という。）の11月1日から同月末日までの間で市長が別に定める期間とする。ただし、定期申請年に申請をしていなかった者は、定期申請年の翌年又は翌々年（以下これらを「追加申請年」という。）の11月1日から同月末日までの間で市長が別に定める期間に追加の資格審査申請書の提出を行うことができる。
- (4) 市長は、資格審査申請書の提出時期、方法その他必要な事項につい

て、大牟田市広報紙及び大牟田市ホームページにより、あらかじめ公表する。

3 競争入札参加資格の決定等

市長は、2の規定による申請があったときは、競争入札参加資格の審査を行い、当該申請を行った者が競争入札参加資格を有するかどうかを決定し、競争入札参加資格者名簿に競争入札参加資格を有すると決定された者（以下「競争入札参加資格者」という。）を登録するとともに、競争入札参加資格者名簿を大牟田市ホームページにより公表し、かつ、大牟田市企画総務部契約検査室において公開するものとする。

4 競争入札参加資格の有効期間

3の規定により決定された競争入札参加資格の有効期間は、定期申請年の翌年の4月1日から次の定期申請年の翌年の3月31日までとする。ただし、2(3)ただし書の規定により追加の資格審査申請書の提出を行った競争入札参加資格者の競争入札参加資格の有効期間は、追加申請年の翌年の4月1日から次の定期申請年の翌年の3月31日までとする。

5 競争入札参加資格の取消し

市長は、競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その競争入札参加資格を取り消すことができるものとする。この場合において、市長は、速やかにその旨を当該競争入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 1に定める競争入札に参加できない者に該当するに至ったとき、又は該当することが判明したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により競争入札参加資格の決定を受けたとき。

付 則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の大牟田市物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約に係る競争入札参加者資格3の規定により競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、改正後の大牟田市物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約に係る競争入札参加者資格（以下「新告示」という。）3の規定により競争入札参加資格者名簿に登録されている者とみなし、新告示の規定を適用する。この場合において、当該登録されている者とみなされた者の競争入札参加資格の有効期

間は、新告示4の規定にかかわらず、新告示の施行の日から平成24年3月31日までとする。

付 則（平成25年6月25日告示第59号）

この告示は、告示の日から施行する。

付 則（平成25年10月10日告示第152号）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の大牟田市物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約に係る競争入札参加者資格3の規定により競争入札参加資格者名簿に登録されている者の競争入札参加資格の有効期間については、なお従前の例による。

付 則（平成27年8月20日告示第125号）

この告示は、告示の日から施行する。

付 則（平成28年9月28日告示第143号）

この告示は、告示の日から施行する。